

令和3年度機構改革について

【基本方針】

令和3年度の機構改革では、新たな計画期間がスタートする加古川市総合計画や加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を実現するための体制整備を行うとともに、本市の行政経営における課題である組織規模の適正化、責任と権限の明確化と意思決定の迅速化、各部局における施策の推進体制の強化を実現するため、部の再編を含む機構改革を実施する。

【組織に関する具体的な事項】

1 秘書室

(1) 秘書課

市内で活動する様々な市民団体との連携による事業展開を図るため、「国際交流センター」を市民活動推進課（「協働推進課」から改称。）へ移管する。

2 防災部（新設）

危機管理課を総務部から分離し、「防災部」を設置する。

近年、激しさを増す自然災害や、様々な危機管理事案に対応するため、関係部局と緊密に連携を図り、トップマネジメントを補完する体制を強化する。

(1) 防災対策課（名称変更）

「危機管理課」を総務部から防災部へ移管し、「防災対策課」に改称する。

3 企画部

(1) 政策企画課

市政における重要課題への対応を強化するため、「地方創生担当」、「シティプロモーション推進担当」（「シティプロモーション担当」から改称）及び「スマートシティ推進担当」を設置する。そのため、情報政策課からスマートシティ施策の企画及び調整に関する事務を移管するとともに、広報、報道及び広聴に関する事務を広報・行政経営課（「行政経営課」から改称。）へ移管する。なお、「シティプロモーション係」及び「記念事業推進係」は廃止する。

(2) 広報・行政経営課（名称変更）

政策企画課から広報、報道及び広聴に関する事務を移管し、「広報広聴担当」及び「広報広聴係」を設置する。併せて、「行政経営課」から「広報・行政経営課」に改称する。

(3) 情報政策課

スマートシティ施策の企画及び調整に関する事務を政策企画課へ移管し、「スマートシティ推進係」を「情報政策係」に改称する。

(4) 新型コロナウイルス感染症生活支援課（廃止）

新型コロナウイルス感染症生活支援課は、廃止する。

4 総務部

(1) 人事課

「職員厚生係」及び「研修係」を新設する「職員課」へ移管する。また、「人材育成担当」は廃止する。

(2) 職員課（新設）

人事課から「職員厚生係」及び「研修係」を分離し、職員課を設置する。また、「研修係」を「人材育成係」に改称する。

(3) 管財課（名称変更）

「契約係」及び「工事検査係」を新設する「契約検査課」へ移管する。併せて、「管財契約課」から「管財課」に改称する。また、「契約・検査担当」は廃止する。

(4) 契約検査課（新設）

管財契約課から「契約係」及び「工事検査係」を分離し、「契約検査課」を設置する。

5 市民協働部（新設）

市民部と協働推進部を統合し、「市民協働部」を設置する。

市民センターを所管する市民部と町内会連合会を所管する協働推進部を統合することにより、地域課題をよりの確に把握し、調整する機能を強化する。また、協働推進部が実施する事業についても、市民センターとの連携のもと、地域に密着した事業展開を図る。

なお、国民健康保険課及び医療助成年金課は、市民部から分離し、新設する「健康医療部」へ移管する。

(1) 市民課

新型コロナウイルス感染症対策に端を発した行政事務の抜本的な見直しやデジタル化を推進するため、「窓口業務改革推進担当」及び「窓口業務改革推進係」を設置する。

(2) 市民活動推進課（名称変更）

市内で活動する様々な市民団体との連携による事業展開を図るため、「男女共同参画センター」を統合し、「男女共同参画係」を設置する。また、秘書課から「国際交流センター」を移管する。併せて、「協働推進課」を「市民活動推進課」に改称する。

(3) スポーツ・文化課（名称変更）

スポーツ施策を市長部局が実施する他の施策と連携して実施することで、より効果的・加速度的に推進するため、教育委員会の職務権限に属するスポーツ（学校における体育に関するものを除く。）に関する事務を管理し、執行する。また、「屋内ゲートボール場すぱーく加古川」について、教育委員会への委任を解除し、課付の施設として設置する。併せて、「ウェルネス推進課」を「スポーツ・文化課」に、「ウェルネス推進係」を「スポーツ推進係」に、それぞれ改称する。

6 福祉部

(1) 生活福祉課

生活困窮者への支援体制を整備するため、「くらしサポート係」を設置する。

(2) 健康課

新設する「健康医療部」へ移管する。

7 健康医療部（新設）

市民部から国民健康保険課及び医療助成年金課を、福祉部から健康課を分離し、健康医療部を設置する。

市民がともに支えあい、健康で幸せに暮らすことができるまちをめざし、保健事業を実施する健康課と、国民健康保険課及び医療助成年金課を同一部に設置することにより、健康を支え・守るための社会環境整備、市民の健康づくりや疾病予防の推進体制を強化する。

なお、健康課は、「地域医療課」及び「市民健康課」に分割し、それぞれ体制の強化を図る。

（１）地域医療課（新設）

地域医療施策の推進体制を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症ワクチンの予防接種に係る業務に対応するため、「地域医療課」を新設する。なお、係は「医療政策係」及び「地域医療係」を設置する。

（２）市民健康課（新設）

市民の健康づくりやレセプト及び健診情報等のデータを分析・活用した効果的・効率的な保健事業を推進するため、「市民健康課」を新設する。なお、係は「健康推進係」及び「成人保健係」を設置する。

8 建設部

（１）営繕課

学校（園）施設の新築、増改築及び補修工事に関する事務を教育委員会で実施することに伴い、「建築第１係」と「建築第２係」を「建築係」に統合する。

9 都市計画部

（１）市街地整備課

市民や事業者にとって業務内容が分かりやすい名称とするため、「区画整理係」を「都市再生係」に改称する。

（２）まちづくり指導課（名称変更）

開発許可制度を活用した積極的なまちづくりを推進していることを明確にするため、「開発指導課」を「まちづくり指導課」に、「開発推進係」を「まちづくり推進係」に、それぞれ改称する。

10 会計室

（１）会計課（新設）

他の組織との整合を図るため、会計室に「会計課」を設置する。

1 1 上下水道局（参考）

（１）施設課

局が所管する施設・設備に関する事務の効率化を図るため、「下水道施設係」を下水道課へ移管する。

（２）下水道課

事務の効率化を図るため、雨水管渠の計画、設計、施工に関する事務を治水対策課で実施することに伴い、「雨水整備係」を廃止する。また、施設課から「下水道施設係」を移管し、「施設係」へ改称する。

1 2 教育委員会（参考）

（１）社会教育課（名称変更）

スポーツ（学校における体育に関することを除く。）に関する事務を市長が管理し、執行することに伴い、「スポーツ振興係」を廃止する。併せて、「社会教育・スポーツ振興課」を「社会教育課」に改称する。

（２）学校教育課

効率的な業務推進体制を整備するため、「企画・指導係」及び「ユニット推進係」の事務を整理し、「指導係」及び「学校企画係」に再編する。

以上

機構改革に伴う組織数比較表

	令和2年度（現行）			
	室	課等	主幹担当	係等
秘書室	1	1	0	1
企画部	0	5	3	10
総務部	0	4	2	14
税務部	0	4	0	13
市民部	0	14	0	11
協働推進部	0	4	0	7
産業経済部	0	4	0	8
環境部	0	6	0	9
福祉部	0	5	1	18
こども部	0	5	0	9
建設部	0	6	0	16
都市計画部	0	5	0	13
計(12)	1	63	6	129
会計室	1	0	0	2
計(1)	1	0	0	2

小計(13)	2	63	6	131
--------	---	----	---	-----

上下水道局	0	5	0	13
消防本部	0	6	0	13
議会事務局	0	1	0	2
選挙管理委員会局	0	1	0	2
公平委員会局	0	1	0	0
監査事務局	0	1	0	0
農業委員会局	0	1	0	1
教育総務部	0	2	0	5
教育指導部	0	7	0	10
小計(9)	0	25	0	46

合計(22)	2	88	6	177
--------	---	----	---	-----

	令和3年度（改正）			
	室	課等	主幹担当	係等
秘書室	1	1	0	1
防災部	0	1	0	3
企画部	0	4	6	9
総務部	0	5	0	11
税務部	0	4	0	13
市民協働部	0	15	1	15
産業経済部	0	4	0	8
環境部	0	6	0	9
福祉部	0	4	1	16
健康医療部	0	4	0	9
こども部	0	5	0	9
建設部	0	6	0	15
都市計画部	0	5	0	13
計(13)	1	64	8	131
会計室	1	1	0	2
計(1)	1	1	0	2

小計(14)	2	65	8	133
--------	---	----	---	-----

上下水道局	0	5	0	12
消防本部	0	6	0	13
議会事務局	0	1	0	2
選挙管理委員会局	0	1	0	2
公平委員会局	0	1	0	0
監査事務局	0	1	0	0
農業委員会局	0	1	0	1
教育総務部	0	2	0	5
教育指導部	0	7	0	9
小計(9)	0	25	0	44

合計(23)	2	90	8	177
--------	---	----	---	-----